

令和6年第2回東広島市議会定例会について

1 会期

令和6年6月10日（月）から6月27日（木）まで（18日間）

2 一般質問

(1) 日程

令和6年6月18日（火）から6月21日（金）まで

(2) 質問者、質問項目（教育委員会関係）

別紙のとおり。

3 議案等（教育委員会関係）

(1) 報告事項

ア 公益財団法人東広島市教育文化振興事業団の経営状況について

イ 令和5年度東広島市繰越明許費繰越計算書について（教育委員会関係分）

(2) 議案

ア 教育委員会委員の任命の同意について

イ 請負契約の締結について（令和6年度小学校施設整備事業川上小学校長寿命化改良及び増築工事）

ウ 東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例及び東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正等について（学びのキャンパス推進事業における行動計画に基づく生涯学習推進体制の強化を図るため、東広島市生涯学習センター、東広島市市民文化センター及び東広島芸術文化ホールの管理運営について必要な事項を定めるとともに、所要の規定の整備を行うもの）

エ 令和6年度東広島市一般会計補正予算（第2号）（教育委員会関係分）

令和6年第2回東広島市議会 教育委員会関係一般質問

【学校教育部関係】

会派	質問者	質問項目	担当	答弁者
清新の会	北林 光昭	2 市民協働のまちづくりにおける地域活動拠点について (1) 地域センター等の整備方針と実情について イ 市内周辺地域の学校・保育所等の改修時、地域センター機能を当該施設に組み入れることの有無について伺う。	地域振興部・財務部（こども未来部・学校教育部）	前延副市長
未来の風	鍋島 勢理	2 人口減少地域への考え方について (1) 人口減少地域における学校への支援について イ 学校を起点とした地域のコミュニティ形成と魅力づくりが地域の活性化につながると考えるが、行政による学校への支援についての見解を伺う。	地域振興部（学校教育部）	地域振興部長
公明党	原田 栄二	1 「子どもの健やかな成長のための環境づくり」について (2) 「インクルーシブ教育について」 ア 子どもをサポートする教員やスタッフの配置について本市の現状を伺う。 イ 合理的配慮を十分に行うためには、学校の施設や設備を適切に整備する必要があると思うが、本市の見解を伺う。 ウ 子どもの状況に応じた指導計画の立案、授業の実施について本市の取り組みを伺う。	学校教育部	教育長
公明党	下向 智恵子	2 「こどもまんなか社会」の実現に向けた東広島の取り組みについて (1) 「こどもまんなか社会」の実現に向けた東広島の取り組みについて エ 「子どもの権利」の教育・啓発活動について伺う。	こども未来部（生活環境部・学校教育部）	こども未来部長
市民クラブ	景山 浩	1 本市教育行政の推進について (1) 教育勅語に対する考え方について ア 教育勅語にまつわる道徳、倫理、法律、及び憲法の関係性について市長の考えを伺う。	学校教育部	川口副市長
		(2) いわゆる不適切指導と自由教育について ア 教育全般において自由と規律に関する本市教育委員会の考えを伺う。	学校教育部	教育長
		(3) 第3期東広島市教育振興基本計画の各事業について ア 小規模校におけるeSTEAM教育の構想並びに推進体制としての義務教育学校の可能性について伺う。 イ 小規模校等における独自の教育としてリベラルアーツ(自由7科)の導入に関する本市教育委員会の考えを伺う。	学校教育部	教育長
		(4) 西条独創教育について ア 教育委員会として、西条独創教育の現在でも通用する「不易」の本質はどこにあるかと考えられているか伺う。 イ 市史の刊行に伴い西条独創教育を本市において更に発展させていく考えはあるのか伺う。	学校教育部	教育長
		(5) アクティブラーニングの可能性について ア 現在でも指定校以外に市内中学校に広く取り入れられているか伺う。 イ 相当な授業準備も必要かと考えるが、教材ストックは十分に蓄積されているか伺う。	学校教育部	教育長
		(6) 独自教育の推進における課題について ア 独自教育を推進するための効果的な予算確保に向けた考えを伺う。 イ 教育現場における柔軟な働き方の実現のためには、時間を単位とした働く方の均等な処遇が必要と考えるが考えを伺う。	学校教育部	教育長

会派	質問者	質 問 項 目	担当	答弁者
真政倶楽部	山田 学	3 学校給食の牛乳の選択制について (1) 学校給食の牛乳の選択制について ア 食物アレルギーやアレルギー以外の疾患の他、特別な事情により牛乳を飲用できない児童生徒に対して、教育現場ではどのように把握し対応しているか。 イ 食品ロスの観点からも、SDGsを学ぶ子どもたちの理解の点からもどれだけの生徒が牛乳を残しているのかを把握する必要があると思うが、児童生徒に牛乳に関するアンケート及び牛乳残量調査は行っているか。又、行う考えはあるか。 ウ 給食牛乳選択制を導入する考えはあるか。	学校教育部	学校教育部長
創志会	玉川 雅彦	2 小中学校におけるAI教育について (1) 本市における生成AIの利用に向けた取り組みについて ア 生成AIを取り巻く懸念やリスクに十分な対策を講じることができ一部の学校において、個人情報保護やセキュリティ、著作権等に十分に留意しつつ、パイロット的な取り組みを進め、成果・課題を十分に検証し、今後の更なる議論に資することが必要と言われているが、本市においてどのように考えているのか伺う。 イ 学校外で使われる可能性を踏まえ、全ての学校で、情報の真偽を確かめることの習慣付けも含め、情報活用能力を育む教育活動を一層充実させ、AI時代に必要な資質・能力の向上を図るとともに、教員研修や校務での適切な活用に向けた取り組みを推進し、教師のAIリテラシー向上や働き方改革に繋げる必要があると言われているが、本市ではどのようにされているのか伺う。	学校教育部	学校教育部長
		(2) 学校におけるインターネット通信速度不足について ア 昨年11月～12月に実施された文部科学省の調査では、有効回答を得られた3万89校のうち、推奨速度に達している学校は6,503校にとどまっている。推奨速度に届かない学校は大規模な学校で多い傾向にあり、児童・生徒数841人以上の学校で推奨速度に達したのは、1,382校のうち29校だったとのことである。以上のことから本市の小中学校におけるネットワーク環境の現状について伺う。	学校教育部	学校教育部長

【生涯学習部関係】

会派	質問者	質問項目	担当	答弁者
清新の会	北林 光昭	2 市民協働のまちづくりにおける地域活動拠点について (2) 自治協働施設施設の整備について イ 新たに整備を計画している自治協働施設に、地域づくりの核となる生涯学習機能を持たせることの有無について問う。	地域振興部・生涯学習部	地域振興部長
未来の風	鍋島 勢理	1 やさしい未来都市東広島の実現に向けた取り組みについて (1) ユニバーサルデザインに配慮したトイレの整備について イ 現在の公共施設にあるトイレの改修が難しい場合、障がいのある方や在宅で医療的ケアなどを必要とする大人の方なども利用できるよう、トイレの近くにおむつ替えや休憩などができる部屋を例えばくららや美術館に設けることについて、見解を伺う。	財務部、生涯学習部	川口副市長
市民クラブ	中川 修	1 学びのキャンパス推進事業について (1) スポーツ施設の特徴化・聖地化について ア 特徴化しようとしている各施設について、現状満足のいく状態になっているのかを問う。 イ 聖地化の“聖地”とは、「神聖視されている土地」や「特定分野において重要な場所、あこがれの場所」とあるが、本市の聖地化についての考え方を問う。 (2) 新たな競技場の整備について ア 日本文化には茶道や華道、剣道や弓道、合気道など「道（どう）」と名のつくものが多くあり、伝統的な技の上達のために修行を積むというプロセスであることから、聖地化を進める上で、新たに「道」の聖地を整備してはどうかと考えるが、所感を問う。	生涯学習部	教育長
未来の風	木村 輝江	1 屋内のこどもの遊び場、居場所について (1) 屋内のこどもの遊び場、居場所について ア こどもの居場所や遊び場が十分に確保されていないことへの課題について取り組みを伺う。	総務部（経営戦略）、こども未来部、生涯学習部	川口副市長
		3 学童保育の長期休暇の食事提供について (1) 学童保育の長期休暇の食事提供について 以前から放課後児童クラブを利用している児童の保護者より、長期休暇中の昼食提供の要望があがっている。現在の取り組み状況を問う。 ア 放課後児童クラブを利用している保護者向けに、弁当注文に関する調査はされたのか。 イ 長期休暇中だけ弁当を作り、配布していただける業者の有無は確認はされたのか。 ウ 市内全域での配布が難しいということだったが、地域を限定して取り組むことへの見解を問う。	生涯学習部	生涯学習部長

答弁内容（令和6年第2回定例会）

質問者	北林議員	担当	地域振興部・財務部（こども未来部・学校教育部）
-----	------	----	-------------------------

■質問事項	2 市民協働のまちづくりにおける地域活動拠点について （１）地域センター等の整備方針と実情について ア 住民自治協議会の活動拠点である地域センターが未整備地域の公共施設の活用について市の方針を問う。 イ 市内周辺地域の学校・保育所等の改修時、地域センター機能を当該施設に組み入れることの有無について問う。
-------	--

■質問要旨

（１）地域センター等の整備方針と実情について

平成22年2月に策定された市民協働のまちづくり行動計画によって、地域活動拠点の確保と機能の向上が示された。それ以来、人口減少社会の到来を予測しながら、市民協働に係る新たな公共施設・建物は造らない方針で今日まできている。しかし、中央生涯学習センター跡地等活用基本計画においては、従前の方針からの軌道修正を思わせる部分もある。

ア 平成22年2月に策定された市民協働のまちづくり行動計画によって、地域センターの位置づけを明確にされ、その後の公共施設等総合管理計画によって地域センターと地区拠点施設の役割も明確にされた。住民自治協議会の活動拠点である地域センターが未整備の地域においては、原則として既存施設の活用を図るとされているが、この方針について、現在地域センターが未整備の地域の施設整備は、この方針を遵守していくのか問う。

イ 地域センター未整備エリアにおける学校・保育所等の改修に合わせ、地域センター機能を当該施設に組み入れることについて、今後の方針を伺う。また、今年度、下黒瀬小学校・板城西小学校長寿命化改良設計が行われる中で、事前の協議が部局間で行われていなかったが、今後、どのような調整を図ろうとされているのか伺う。

■答弁

本市におきましては、市民協働のまちづくりを推進するにあたり、旧来の地区公民館等から転換した「地域センター」を住民自治協議会の活動拠点として管理運営する一方、地域センターのない地域に対しましては、地域集会所やJA空き店舗などを有効活用することにより、「地区拠点施設」として、活動拠点の確保また整備を進めて参りました。

これは、平成22年2月策定の「市民協働のまちづくり指針」及び「同行動計画」に基づき、この間一貫して進めてきた政策であり、今後の社会情勢を踏まえると、引き続き、これを堅持していくべきものと考えております。

住民自治協議会の活動拠点は、立地条件や老朽化、狭小化など施設の状況や状態により移転や改修等が必要になる場合がありますが、この場合においても、既存施設等の活用や他の機能との複合

答弁内容（令和6年第2回定例会）

化などを基本に検討していくこととしており、公共施設の動向に注視していくことが必要と考えております。

これまでも、コミュニティスクールを推進する観点から、地元の住民自治協議会等と調整しながら行った上黒瀬小学校の改修により、空き教室に地域センターのホール機能を持たせたという先行事例がございます。今年度、長寿命化改良設計を予定している下黒瀬小学校及び板城西小学校につきましても、昨年度から住民自治協議会の活動拠点としての活用を検討しているところでございます。

このため、設計業務を進める中で、今後の児童数の推移によって、余裕教室が生じるかどうかの検討を進めるとともに、住民自治協議会に対し、情報共有や拠点を移すことについての意向調査を行うなど、既に様々な調整に入っているところでございます。

いずれにしましても、活動拠点は、住民自治協議会の活動を支える重要な基盤であるとの認識に立ち、地域振興の観点から、しっかりとした支援を行って参りたいと考えております。

答弁内容（令和6年第2回定例会）

質問者	鍋島議員	担当	地域振興部（学校教育部）
-----	------	----	--------------

■質問事項	2 人口減少地域への考え方について （1）人口減少地域における学校への支援について ア 人口減少地域が直面している課題解決に対しての認識について イ 行政による学校への支援について
-------	--

■質問要旨

（1）人口減少地域における学校への支援について

令和6年4月に人口戦略会議が令和6年・地方自治体「持続可能性」分析レポートを発表し、全国1,729の自治体を人口特性で9つの分類に分け、本市は自然減対策と社会減対策がともに必要な514の自治体のうちの一つに分類された。本市の特徴として一つの自治体の中に人口減少している地域と人口増加している地域があり、人口減少地域では担い手不足による見守り体制の機能低下や鳥獣害被害、耕作放棄地や空き家の増加など多くの課題に直面している。これら課題を解消するための一つの形として、学校を核とした地域の活性化、人の流れの創出を日指すことは効率的な取り組みであると考えます。

ア 人口増加地域と人口減少地域が存在することから、市内で一律の施策を講じることは難しく、地域の特徴を捉え、地域の目指す姿と現状、資源に応じて対策を講じていく必要があると考える。人口減少地域が直面している課題解決に対しての認識を伺う。

イ 県立の高校についても市として取り組むべき課題として捉え、高校の魅力化を図っている自治体もある。高校を起点とした地域のコミュニティ形成と魅力づくりが地域の活性化につながると考えるが、行政による学校への支援、教育機関を拠点とした地域づくりについて見解を伺う。

■答弁

まず、人口減少地域が直面する課題解決に対する認識についてでございますが、本市の特徴として、市の中心部では人口の増加が続いている一方、周辺地域においては、高齢化及び人口減少に伴う過疎化に歯止めがかからない状況にあり、商業施設や病院等の閉鎖、公共交通の廃止など、生活利便性への悪影響が懸念される他、働き口の減少等による地域経済の衰退、空き家や耕作放棄地の増加、住民自治協議会等の自治機能の低下等、地域コミュニティそのものが維持できなくなることが危惧されております。

このため本市では独自に、令和5年度から人口減少によりコミュニティの維持に影響が想定される区域を人口減少対策地域として定義し、「多様性を踏まえた人口減少地域総合対策」として、「住みたい、住み続けたい」と思える地域の活力維持に取り組んできたところであります。

この取り組みの視点といたしましては、「地域に活性化をもたらす特性を活かしたまちづくり」「地域内経済循環の拡大による地域経済の活性化」「人口の流出抑制・流入促進による地域コミュニティ

答弁内容（令和6年第2回定例会）

~~ィの活性化」の三本を柱に、市内一律ではない嵩上げ支援や、人口減少対策地域に限定した事業を行うことで、各地域の課題に対応し、地域の活力維持を目指しているところでございます。~~

~~今後引き続き、それぞれの地域が直面する課題を整理し、地域の状況や特徴に応じた対策を講じながら、将来にわたって地域コミュニティを維持することができるよう取り組んでまいりたいと考えております。~~

次に、学校を起点とした地域コミュニティ形成と魅力づくりによる、行政の学校支援についての見解についてでございます。

学校教育につきましては、都市化や過疎化の進行、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化等を背景とした地域社会のつながりや支え合いの希薄化によって、「地域の学校」「地域で育てる子供」という考え方が次第に失われてきたことが指摘されています。

また、子育て世代の方々にとって、教育の環境の充実は、定住先を決定する一つの要因となっており、魅力ある教育を行う地域が、選ばれる大きな要因となっています。

こうした背景の中、学校を起点とした地域コミュニティの形成と魅力づくりにつきましては、その前提として、教育の現場である高校が、まず学校の魅力を打ち出し、その魅力が発揮され、地域・行政が連携して学校の取組みを支援していくことが望ましいと考えております。

こうした中、ご質問にもありましたとおり、県内では、県立加計高校や大崎海星高校、県外では島根県海士町の島前高校など、自治体と地域・学校が連携した取組みを行いながら、保護者や地域住民が、自ら子供たちに積極的に関わり支援することや、自分たちの手で学校をより良くし、子供たちを育てていこうとする意識、また、子供も大人も自らが主体となって地域を活性化する取組みに挑戦し、学校を核に地域全体を「学びの場」と捉え、まち全体の元気につなげることで、成果を上げている例もございます。

本市の、人口減少対策地域内においても、こうした視点を持った取組みにより高校の魅力化と、地域コミュニティの活性化を進めることは、一つの検討すべき手法として考えられるものと認識しております。

今後、ご質問の主旨を踏まえ、施策の複合的・総合的な視点をもって、学校を起点とした地域コミュニティ形成と魅力づくりを、如何に効果的なものにするかについて検討してまいります。

答弁内容（令和6年第2回定例会）

質問者	原田議員	担当	学校教育部
-----	------	----	-------

■質問事項	1 「子どもの健やかな成長のための環境づくり」について (2) 「インクルーシブ教育」について ア 子どもをサポートする教員やスタッフの配置について本市の現状を伺う。 イ 合理的配慮を十分に行うためには、学校の施設や設備を適切に整備する必要があると思うが本市の見解を伺う。 ウ 子どもの状況に応じた指導計画の立案、授業の実施について本市の取り組みを伺う。
-------	--

■質問要旨

(2) 「インクルーシブ教育について」

インクルーシブ教育は、子ども達の障がいも含めた多様性を尊重しながら共生社会の実現を目指す為には重要と考える。インクルーシブ教育によって、子どもたち一人ひとりがそれぞれの特性や得意不得意に合わせた柔軟な教育を受け、互いの成長と社会への参加を実感できる環境が理想。しかし、インクルーシブ教育の普及・推進にはさまざまな課題があり、必要な対策も多岐にわたる。

ア 子どもをサポートする教員やスタッフの配置について本市の現状を伺う。

専門的知識を持つ支援員の配置や、今いる教員及びスタッフがインクルーシブ教育を学ぶ機会を設けることが重要とされているが、教職員のなり手不足や教職員の定数改善等、現状の業務をこなしながら多様な子ども達一人ひとりに余裕をもって接することができるのか疑問の声もある。子どもをサポートする教員やスタッフの配置について、本市の現状を伺う。

イ 合理的配慮を十分に行うためには、学校の施設や設備を適切に整備する必要があると思うが、本市の見解を伺う。

障がいには個人差があるため、合理的配慮を十分に行うためには学校の施設や設備の整備をすることが不可欠であるが、実現のためには県や市の規模で財源の確保を進めていく必要性があると思う。本市の見解を伺う。

ウ 子どもの状況に応じた指導計画の立案、授業の実施について本市の取り組みを伺う。

個別の指導計画の作成や教材の準備等、業務が大幅に増加することで教員の負担も増加する。市の「学校における働き方改革取組方針」の中で、「学校は働きがいがある」と回答した教職員は令和4年度で94.5%であったが、業務の大幅な増加で負担が増加した場合、働きがいという気持ちだけで乗り越えていけるのか不安に感じる。子どもの状況に応じた指導計画の立案、授業の実施について本市の取り組みを伺う。

答弁内容（令和6年第2回定例会）

■答弁

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築にあたっては、障がいのある子供とない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、障がいのある子供の自立と社会参加を見据え、多様で柔軟な仕組みを整備し、教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を提供することが重要であると捉えています。

ご質問の教員やスタッフの配置についてでございますが、特別支援学級に在籍する児童生徒に対応する県費非常勤講師を基準どおり、市立小中学校へ23人配置しております。

加えて、市費で特別支援学級に在籍する児童生徒への支援にあたる教育補助員や、通常の学級に在籍する児童生徒への支援にあたる学校教育支援員を、6月1日時点で127人配置しています。

人材確保の難しさもあり、現時点では計画通りの配置には至っておりませんが、特別支援サポーターや特別支援学生サポーターを時間単位で派遣し、負担の軽減及び支援体制の充実に努めているところでございます。

また、特別支援教育に係る教職員の専門性向上も重要であると考えており、毎年、夏季休業中に全教職員を対象とした研修会の中で専門的な研修を実施しているところでございます。

今後も、必要な人材を確保するとともに、研修を充実させることで教職員の専門性向上に努めてまいります。

次に、適切な施設や設備の整備でございます。

障がいのある子供達が入学する際には、合理的配慮として、学校生活を送る上で妨げとなる障壁を可能な限り取り除く必要があります。

このため、保護者や学校と連携し、特別支援教室を設置するとともに、例えば、車椅子の子供のためにエレベーターの設置や段差の解消などの整備を行っております。

今後も引き続き、財源の確保に努め、共生社会の実現に向けた環境整備を進めてまいります。

次に、子供の状況に応じた指導計画の立案、授業の実施でございます。

教職員が働きがいを感じ、さらに心身の健康を保ちながら、子供と向き合う時間を確保していくためにも、働き方改革を推進する必要があるとございます。

教育委員会の取組といたしましては、個別の指導計画を校務支援システムによりデータ作成を行うことで、データの共有及び更新が容易になっております。また、教師用ポータルサイトを活用し、共有された授業動画等を参考にすることで授業準備の効率化を図っております。

さらに、タブレットを活用することで一人一人の学習進度等に合わせた個別最適な学びが可能となります。

教育委員会といたしましても、教職員のさらなる働き方改革を推進するとともに、障がいの有無にかかわらず、全ての児童生徒の可能性を引き出す教育の実現に向けて、引き続き取り組んでまいります。

答弁内容（令和6年第2回定例会）

質問者	下向議員	担当	こども未来部（生活環境部・学校教育部）
-----	------	----	---------------------

■質問事項	2 「こどもまんなか社会」の実現に向けた東広島の取り組みについて (1) 「こどもまんなか社会」の実現に向けた東広島の取り組みについて エ 「子どもの権利」の教育・啓発活動について伺う。 オ 「こども誰でも通園制度」の設計に向けたスケジュールについて伺う。
-------	--

■質問要旨

エ 「子どもの権利」の教育・啓発活動について伺う。

オ 「こども誰でも通園制度」の設計に向けたスケジュールについて伺う。

■答弁

初めに、「子どもの権利の教育と啓発活動」についてでございます。

いわゆる子どもの権利条約においては、子どもは権利の主体であるとの考えに基づいており、その考え方はこども基本法にも取り入れられているところでございます。

子どもの権利につきましては、学校教育では、小学校の道徳で子どもの権利条約について学ぶ機会があり、中学校の公民でも基本的人権と個人の尊重を軸に、子どもの人権について学ぶ機会を設けております。

また、市民の皆様に向けましては、今年度の人権教育・人権啓発指導者研修会のテーマを「子どもの人権」とする予定としております。

加えて、法務省と連携して人権の花運動の実施や、小中学生に配付する「こどもの人権SOSミニレター」、電話相談「こどもの人権110番」等の取り組みを通して、子どもの人権擁護活動を行っております。

こどもの権利の教育や啓発活動は、議員御指摘のとおり重要な課題であると考えており、庁内の関係部局の連携はもちろんのこと、地域と一体となったより一層の積極的な啓発に努めて参ります。

併せまして、先程申し上げました現在策定中のこども計画は、本市のこどもの福祉や健康、権利を守るための計画として、様々な施策が網羅的に構成されたものであり、これらの施策は、こども未来部のみならず、庁内の関係する部局が横断的に関与しており、その進捗管理におきましても連携して取り組んでまいります。

次に、「こども誰でも通園制度」の設計に向けたスケジュールについてでございます。

こども誰でも通園制度は、令和8年度にすべての自治体で実施することとされていますが、本年度は、全国で108の自治体が試行的事業を行っている状況にございます。

本市では、未だ、保育ニーズが受入体制を上回っておりますので、現時点で既存の保育施設に新たな受入枠を設けることは困難な状況と考えております。

答弁内容（令和6年第2回定例会）

県内では、広島市、呉市、尾道市、福山市の4自治体が試行的事業を実施しておりますが、この4自治体での受入体制を確認したところ、すべての保育施設ではなく、一部の施設に限定し、さらに利用人数に制限を設けたり、子育て支援センターでの受入れなどによって対応されているようでございます。

いまだ、制度設計を国が明確に示しておらず、また、本市が抱える課題は全ての自治体に共通する課題でもあることから、国に対して、早期に制度を明らかにするとともに、その実現可能な対応策について強く求めてまいります。

なお、制度導入のスケジュールとしては、令和7年度は試行的実施により本市における課題を整理したうえで、令和8年度からの本格導入に備えてまいりたいと考えております。

答弁内容（令和6年第2回定例会）

質問者	景山議員	担当	学校教育部
-----	------	----	-------

■質問事項	1 本市教育行政の推進について （１）教育勅語に対する考え方について ア 教育勅語にまつわる道德、倫理、法律、及び憲法の関係性について市長の考えを伺う。
-------	---

■質問要旨

広島市長は、昨年１２月の記者会見において、２０１２年から職員研修に使用している教育勅語についての考えを述べられ、今年３月高垣市長もその件に関しての考えを述べられた。

ア 教育勅語にまつわる道德、倫理、法律、及び憲法の関係性について市長のお考えを伺う。

今年３月の記者会見において市長は、広島市が行政職員の研修に教育勅語の一説を引用している件について、中立的な判断を行うための事例の一つとして取り上げることは間違った判断ではないと述べられた。

しかし、日本国憲法の理念の上に制定された教育基本法は教育勅語を否定したうえに生まれたものであり、教育勅語は１９４８年に排除及び失効の決議がなされている。したがって憲法擁護義務がある公務員の研修に用いるべきではなく、あくまで私的領域で扱う事項とすべきであると考える。

そこで教育勅語にまつわる道德、倫理、法律、及び憲法の関係性について市長の考えを伺う。

■答弁

まず、教育勅語に対する認識についてでございます。

教育勅語は、旧憲法下で明治天皇の名によって発布され、国民道德の根源や国民教育の基本理念を示したものと認識しております。

旧憲法には教育に関する条項はございませんでしたが、新憲法では教育に関する事項が国の基本規定として位置づけられ、教育関係の立法の基礎となっております。

従来、教育に関する国の規定は、天皇の独立命令である勅令によって行われておりましたが、新憲法の下では法律で定められるようになり、勅令主義から法律主義へと転換いたしました。

この立場に立った立法が「教育基本法」であり、教育基本法の特性は、教育に関する基本的な理念および原則を、国民代表によって構成する国会において法律という形式で定めたことにあります。

教育基本法の制定をめぐっては、戦後措置として、特に軍国主義的、極端に国家主義的な思想や教育を徹底的に排除する一方で、新たな民主主義の理念や原則は未だ模索の途上にあり、それまでの教育や国民道德を支えてきた理念や価値観が揺らいでおりました。

こうした状況の中で、教育勅語の取り扱いが問題となりましたが、教育勅語を我が国の教育の唯一の淵源とする考え方は改められ、教育の淵源は古今東西の倫理、哲学、宗教等に広く求められる

答弁内容（令和6年第2回定例会）

こととなりました。

また、教育勅語を儀式の日に拝読する慣習は廃止され、保管や取り扱いに際して神格化しないことが衆参議院の国会決議で明確にされ、教育勅語の審議や取り扱いをめぐる議論は終息いたしました。

一方、現代社会における教育勅語に対する見解は、完全な否定から、12項目の徳目は不易のものであり否定すべきでないとする立場まで様々ございます。

このような中、現政府は、教育に関する勅語の基本理念に関し、学校において、教育に関する勅語を我が国の教育の唯一の根本とするような指導を行うことは不適切であると考えているが、憲法や教育基本法等に反しない形で教育に関する勅語を教材として用いることは否定されることではないとの答弁書を出しております。

したがって、教育勅語につきましては、我が国の基本理念である国民主権・基本的人権の尊重・平和主義を踏まえ、また歴史的な事実を知った上で、一つの視点ではなく多角的に考えることが重要であるということが広島市長の考えであると聞いておられ、「行政に携わる職員として中立的な判断を行うための事例の一つとして教育勅語を取り上げることは、間違った判断ではない」と、市長が述べたものでございます。

また、職員研修において、仕事や人生に向かう姿勢について、京セラの創業者で、日本航空の再建を成し遂げた稲森和夫氏の人生・仕事の方程式を援用し、能力の研鑽や熱意の重要性を述べ、最も重要なものが正しい「考え方」をもつことであると市長が講話をいたしております。

この「考え方」は、方程式をプラスにもマイナスにもするもので、正しくない考え方は能力や熱意が大きければ大きいほど社会に大きな害を与えることから、正しい倫理観や哲学的思想、宗教観を身につけ、人間力を高めることが重要であるとの認識によるものでございます。

職員を指導する立場として、教育勅語を職員研修の題材としてはおりませんが、このようなことから、教育勅語で示された家族や社会、友情、博愛などの徳目は、人間としての基本的な価値観として現代でも普遍的な生きる道を示しており、正しい考え方の一つであると市長は考えているものでございます。

答弁内容（令和6年第2回定例会）

質問者	景山議員	担当	学校教育部
-----	------	----	-------

■質問事項	1 本市教育行政の推進について (2) いわゆる不適切指導と自由教育について ア 教育全般において自由と規律に関する本市教育委員会の考えを伺う。
-------	---

■質問要旨

(2) いわゆる不適切指導と自由教育について

本年3月の市議会予算特別委員会文教厚生分科会において本市の幼児教育に関する適切教育と自由教育に関して自由討議がなされた。

ア 教育全般において自由と規律に関する本市教育委員会の考えを伺う。

東広島スタンダードで4つの目標を掲げているように、目標に向かう意識を持ちながら取り組むことは教育において大切である。しかし、目標のみが先行してしまう教育では主体的に考えることができなくなるのではないかと考える。教師が良き助言者となってルールを作りながらそれを皆で守っていくといった、自由と規律のバランスが必要であると考え、本市教育委員会の考えを伺う。

■答弁

教育における自由とは、子どもの主体性を尊重し、無制限の自由ではなく、子どもが他者を尊重しつつ、主体的に選択すること、また、規律とは、社会生活や集団生活における人の行為の規準であり、秩序を維持するためのものであると捉えております。

教育全般において、規律を守り、他者の自由を妨げないことで、安全安心な学校生活を送ることができ、そうした自由と規律のバランスのとれた教育環境の中で、子どもが自由に活動し、自立したその先に、自己指導能力が育まれるものと考えております。

つまり、自由と規律は互いにつながっており、例えば、校則等の規律につきましても、守らせることばかりにこだわるのではなく、何のために設けたきまりなのか、教職員がその背景や理由について理解しつつ、児童生徒が自分事としてその意味を理解して、自主的に校則を守るようにしていくことが重要であると考えています。

今後も、児童生徒の発達段階に応じて自由と規律のバランスを確保し、児童生徒が安全安心に生活し成長できる教育環境を構築して参ります。

答弁内容（令和6年第2回定例会）

質問者	景山議員	担当	学校教育部
-----	------	----	-------

■質問事項	1 本市教育行政の推進について （3）第3期東広島市教育振興基本計画の各事業について ア 小規模校におけるeSTEAM教育の構想並びに推進体制としての義務教育学校の可能性について伺う。
-------	---

■質問要旨

（3）第3期東広島市教育振興基本計画の各事業について

計画の基本理念に「主体的に学ぶ」「ともに支え合う」「豊かな人生を切り拓く」の実現が掲げられ、その実現に向けて様々な事業が計画されている。

ア 小規模校におけるeSTEAM教育の構想並びに推進体制としての義務教育学校の可能性について伺う。

■答弁

本市では令和4年度から志和小・中学校でeSTEAM教育を進めており、科学的なアプローチに基づいたプロジェクト型学習を通じて、子供たちが未知の事柄について、筋道を立てて推測し、論理的に妥当な結論を導き出す推論の方法を身に付け、活用できる能力の育成を目指しております。

具体的には、地域の養蜂家からミツバチの生態を学び、志和の自然環境について考える学習や、3Dプリンターを使って志和に関する歴史的な建造物を復元し、志和の歴史を学ぶなど、各教科の学習を実社会での問題発見・解決に活かしていく教科横断的な学習を行っています。

今後は、これまでに積み上げてきた地域の専門家や大学との連携をさらに強化し、これからの志和の環境や農業の在り方について考えるなど、地域貢献につながるプロジェクト型学習を展開してまいりたいと考えております。

また、eSTEAM教育の推進体制としての義務教育学校の可能性についてですが、eSTEAM教育は、義務教育学校同様、小中一貫校の9年間を見通したカリキュラムを計画的に進めることで、高い教育成果が得られると考えております。

義務教育学校の職員は原則として小中学校両方の免許が必要であり、教員不足が深刻な状況を勘案すると、教員確保の面で不安がございます。そのため、現時点では先進事例を参考にしながら、9年間を見通した学びが展開できる小中一貫校においてeSTEAM教育を推進することとしております。

答弁内容（令和6年第2回定例会）

質問者	景山議員	担当	学校教育部
-----	------	----	-------

■質問事項	1 本市教育行政の推進について （3）第3期東広島市教育振興基本計画の各事業について イ 小規模校等における独自の教育としてリベラルアーツ（自由7科）の導入に関する本市教育委員会の考えを伺う。
-------	---

■質問要旨

（3）第3期東広島市教育振興基本計画の各事業について

イ 小規模校等における独自の教育としてリベラルアーツ（自由7科）の導入に関する本市教育委員会の考えを伺う。

■答弁

リベラルアーツ教育は、変化の激しい社会において、様々な問題に総合的にアプローチするための資質・能力を高める教育として、近年、大学教育を中心に取り入れられております。

異なる学部や科目を横断的に学び、幅広い分野から問題解決を図る実践的な学習スタイルがとられ、既存の枠組みにとらわれず、新しい価値観や今までにない視点、感性を用いた問題解決が求められる現代社会において、効果的な教育手法と考えられます。

リベラルアーツ教育は、e S T E A M教育と同様に、今後の教育の在り方に示唆を得ることのできる教育内容の一つとして、各学校において研究していくことは可能であると考えております。

答弁内容（令和6年第2回定例会）

質問者	景山議員	担当	学校教育部
-----	------	----	-------

■質問事項	1 本市教育行政の推進について （４）西条独創教育について 東広島市制施行５０周年を記念して来年には、酒づくり及び西条独創教育の２つのテーマにおいて市史が先行して刊行される予定となっている。 ア 教育委員会として、西条独創教育の現在でも通用する「不易」の本質はどこにあると考えているか伺う。 イ 市史の刊行に伴い西条独創教育を本市においてさらに発展させていくお考えはあるのか伺う。
-------	---

■質問要旨

（４）西条独創教育について

東広島市制施行５０周年を記念して来年には、酒づくり及び西条独創教育の２つのテーマについて市史が先行して刊行される予定となっている。

ア 教育委員会として、西条独創教育の現在でも通用する「不易」の本質はどこにあると考えているか伺う。

イ 市史の刊行に伴い西条独創教育を本市においてさらに発展させていくお考えはあるのか伺う。

■答弁

まず、西条独創教育の本質についてでございます。

西条独創教育で展開された学習方法の１つに、相談学習があります。子供達が「何を学びたいか」を教師と一緒に探求し、子どもたちの自発性を引き出しながら学習を深めていきます。このような「主体的な学び」は、現在の学校教育でも重視されているものです。

また、檜高校長の教育方針である「一隅を照らす」の精神は、一人一人が自分の役割を認識し、その役割を全うすることにより、全体に広がっていくという考え方に基づいています。これはまさにウェルビーイングを追求するものと捉えられます。

これらは、令和６年２月に作成した第３期東広島市教育振興基本計画の基本理念「主体的に学び続け、ともに支え合い、豊かな人生を切り開く『東広島教育』の創造」につながるものであり、西条独創教育の「不易」の本質は、現在の本市教育にも受け継がれております。

次に、今後の本市教育における発展についてでございます。

西条独創教育の伝統と特色は、「活発な授業研究」と「地域の発展を願う教育」にあります。前者については、教育研究の充実とその成果の普及を目的とした教育推進校制度を昭和５４年以降継続しておりますが、現在の教育課題に対応するものとなるよう、さらに充実・発展させてまいりま

答弁内容（令和6年第2回定例会）

す。また、後者については、今年度から本市の全小中学校で導入したコミュニティ・スクールにより、「地域とともにある学校づくり」を進めていく方針でございます。

答弁内容（令和6年第2回定例会）

質問者	景山議員	担当	学校教育部
-----	------	----	-------

■質問事項	1 本市教育行政の推進について （５）アクティブラーニングの可能性について ア 現在でも指定校以外に市内中学校に広く取り入れられているか伺う。 イ 相当な授業準備も必要かと考えるが、教材ストックは十分に蓄積されているか伺う。
-------	--

■質問要旨

（５）アクティブラーニングの可能性について

2019年市立高屋中学校における公開授業において、はじめてタブレット端末を活用したアクティブラーニング授業を見学し、授業の在り方の変化に驚きを覚えた。

ア 現在でも指定校以外に市内中学校に広く取り入れられているか伺う。

イ 相当な授業準備も必要かと考えるが、教材ストックは十分に蓄積されているか伺う。

■答弁

「アクティブ・ラーニング」については、中央教育審議会が子供たちの「主体的・対話的で深い学び」を実現するために共有すべき授業改善の視点の一つとして位置付けており、現在では、この「主体的・対話的で深い学び」という表現が広く使われるようになっております。

アクティブ・ラーニングの広がりについてでございますが、各学校では、ICT機器を活用した個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組んでいるところでございます。

令和5年度の全国学力・学習状況調査の学校質問紙の結果からは、「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の充実に向けた授業改善は進んでいる一方で、学校間の格差が課題であると捉えております。

次に、教材の蓄積についてでございます。

様々な教科において、ポイントをしぼった授業に活用できる動画や資料、好事例を集めた研修動画などを教員用ポータルサイトに多数掲載し、各校に広報しています。

今後も、教員の授業づくりに役立つコンテンツを開発、収集し、広く共有してまいります。

答弁内容（令和6年第2回定例会）

質問者	景山議員	担当	学校教育部
-----	------	----	-------

■質問事項	1 本市教育行政の推進について （6）独自教育の推進における課題について ア 独自教育を推進するための効果的な予算確保に向けた考えを伺う。
-------	--

■質問要旨

（6）独自教育の推進における課題について

計画推進のための予算確保に向けては、国における方向性が定まらない印象を受け、教育現場における人手不足も深刻な課題であると考えます。

ア 独自教育を推進するための効果的な予算確保に向けた考えを伺う。

■答弁

まず、本市では、各学校が児童生徒や地域の実態に応じて、

e S T E A M教育やアントレプレナーシップ教育、地域企業と連携した教育など、地域との「つながり」や「かかわり」の中で特色ある学校づくりを展開しています。

教育委員会としては、例えば、学校が教育活動を行う際に招聘する高度な専門性を有する講師や、地域学習の一環として田植えや稲刈りを行う際のゲストティーチャーへの報償費、学校緑化推進のための経費等の予算措置を行っております。昨年度は、合計1,640名の方に、校内研修の講師や授業の講師として活動していただきました。

今後も、各学校が主体となって展開する「特色ある学校づくり」を積極的に支援していくため、学校からの要望を把握し、ニーズに沿った事業を展開するとともに、実施に必要な予算を確保していきたいと考えております。

答弁内容（令和6年第2回定例会）

質問者	景山議員	担当	学校教育部
-----	------	----	-------

■質問事項	1 本市教育行政の推進について （6）独自教育の推進における課題について イ 教育現場における柔軟な働き方の実現のためには、時間を単位とした働く方の均等な処遇が必要と考えるが考えを伺う。
-------	--

■質問要旨

（6）独自教育の推進における課題について

イ 教育現場における柔軟な働き方の実現のためには、時間を単位とした働く方の均等な処遇が必要と考えるが考えを伺う。

教育現場における柔軟な働き方の実現のためには、民間の一部事業所で実施されているような同一職種同一賃金の考え方を取り入れてはどうか。例えば、フルタイム8時間に対し6時間勤務であれば賃金も8分の6とする。会計年度任用職員だから給与の単価が安くなるということではなく、均等な処遇面からのアプローチも、これからの教育現場の働き方改革の実現には有効と考える。市の考えを伺う。

■答弁

教育現場における人材確保の困難さから不用額が発生していることは、教育委員会としても十分に認識しているところでございます。

ご質問の同一労働同一賃金についてですが、これは労働者の職務内容や責任の程度、配置の変更の範囲が同じである場合、正規・非正規といった雇用形態に関係なく、同一賃金を支給し、不合理な待遇差の解消を目指すというものです。

現在、学校現場には様々な職種の方が多様な形態で勤務されております。県費か市費か、常勤か非常勤か、勤務時間制による任用か時間単価制による任用か、また、授業を担当するのか教員や児童生徒の補助を担当するのかなど、多岐にわたります。

例えば、授業を担当する職務について比較しますと、県費の常勤教員は、授業の他に、学級担任、部活動の指導、保護者対応、生徒指導、修学旅行など宿泊を伴う行事の引率など、常勤でなければできない職務を多く担っています。一方、教科等指導支援員などの会計年度任用職員は、勤務時間が短いため、基本的には授業などの学習指導に関する職務に限定されます。

そのため、同じ授業を担当していても、全体の職務内容や責任の度合いが異なることから、同じ時間単価を設定することには慎重にならざるを得ないと考えています。

答弁内容（令和6年第2回定例会）

質問者	山田議員	担当	学校教育部
-----	------	----	-------

■質問事項	3 学校給食の牛乳の選択制について (1) 学校給食の牛乳の選択制について ア 食物アレルギーやアレルギー以外の疾患の他、特別な事情により牛乳を飲用できない児童生徒に対して、教育現場ではどのように把握し対応しているか。 イ 食品ロスの観点からも、SDGsを学ぶ子どもたちの理解の点からもどれだけの生徒が牛乳を残しているのかを把握する必要があると思うが、児童生徒に牛乳に関するアンケート及び牛乳残量調査は行っているか。又、行う考えはあるか。 ウ 給食牛乳選択制を導入する考えはあるか。
-------	--

■質問要旨

(1) 学校給食の牛乳の選択制について

学校給食での牛乳の提供は戦後アメリカのGHQ政策によって日本全国に普及され、戦後79年を迎える今でも続いている。アレルギー等で飲めなかったり苦手で飲めない子も一定数存在するが、アレルギーのある児童生徒には給食牛乳は提供されず、乳糖不耐症であれば停止することができる。一方、苦手で飲めない子には提供されても飲み残しもあり、積極的に摂取することを躊躇する保護者もいる。破棄されている現状がある中、食品ロスを生み出すことになりSDGs17の目標のうち「12 つくる責任 つかう責任」の視点や食育の視点からも改善が必要だと考える。

ア 食物アレルギーやアレルギー以外の疾患の他、特別な事情により牛乳を飲用できない児童生徒に対して、教育現場ではどのように把握し対応しているか。

イ 食品ロスの観点からも、SDGsを学ぶ子どもたちの理解の点からもどれだけの生徒が牛乳を残しているのかを把握する必要があると思うが、児童生徒に牛乳に関するアンケート及び牛乳残量調査は行っているか。又、行う考えはあるか。

ウ 給食牛乳選択制を導入する考えはあるか。

■答弁

牛乳が飲めない児童生徒の現状と対応については、乳糖不耐症等がある場合は保護者の意向調査票、食物アレルギーの場合は意向調査票に加えて医師の指示書等に基づいて協議を行い、牛乳の提供を停止しております。

その他の特別な事情として、牛乳飲用による食欲不振や給食への不安が生じる場合についても、保護者の意向を聞きながら、児童生徒の発達段階を考慮し、牛乳の提供を停止している事例もございます。

答弁内容（令和6年第2回定例会）

次に、牛乳に関するアンケートや牛乳の残量調査についてでございます。

現在、牛乳に限定したアンケートや残量調査は行っておりません。

給食の残食につきましては、牛乳、主食、副食の残食を1つの容器にまとめて給食センターに返却するため、牛乳のみの残量は把握しておりません。

一方、給食時に牛乳を残す児童生徒の状況については、担任が個別に把握しており、例えば、保護者の意向を踏まえ、発達段階に応じて、牛乳を飲む習慣が身につくよう支援しているケースもございます。

現時点では、牛乳に関するアンケートや残量を調べる予定はございませんが、引き続き、児童生徒や保護者の声に耳を傾け、個別に対応してまいります。

次に、給食牛乳選択制の導入についてでございます。

文部科学大臣が定める「学校給食摂取基準」によると、児童生徒の1日に必要なカルシウム量の50%を学校給食で摂取することが求められております。

牛乳以外の食材で同等量のカルシウムを摂取する場合、塩分等の過多や価格面での課題が生じるため、牛乳は児童生徒の成長に必要なカルシウムを賄うために欠かせない食品でございます。そのため、給食牛乳選択制の導入には、慎重を期す必要があると考えています。

今後も、特別な事情がある場合には個別に状況を確認しながら、年度途中においても牛乳の提供を停止するなど柔軟に対応するとともに、食育の観点から、栄養価の高い牛乳のメリットを児童生徒に伝えてまいります。

答弁内容（令和6年第2回定例会）

質問者	玉川議員	担当	学校教育部
-----	------	----	-------

■質問事項	2 小中学校におけるA I 教育について (1) 本市における生成A I の利用に向けた取り組みについて ア 生成A I を取り巻く懸念やリスクに十分な対策を講じることができる一部の学校において、個人情報保護やセキュリティ、著作権等に十分に留意しつつ、パイロット的な取り組みを進め、成果・課題を十分に検証し、今後の更なる議論に資することが必要と言われているが、本市においてどのように考えているのか伺う。 イ 学校外で使われる可能性を踏まえ、すべての学校で、情報の真偽を確かめることの習慣付けも含め、情報活用能力を育む教育活動を一層充実させ、A I 時代に必要な資質・能力の向上を図るとともに、教員研修や校務での適切な活用に向けた取り組みを推進し、教師のA I リテラシー向上や働き方改革に繋げる必要があると言われているが、本市ではどのようにされているのか伺う。
-------	--

■質問要旨

(1) 本市における生成A I の利用に向けた取り組みについて

文部科学省は令和5年7月に「初等中等教育段階における生成A I の利用に関する暫定的なガイドライン」を公表。学習活動への適否は「学習指導要領に示す資質・能力の育成を阻害しないか、教育活動の目的を達成するうえで効果的か否かで判断すべき」という基準を提示した。

ア 生成A I を取り巻く懸念やリスクに十分な対策を講じることができる一部の学校において、個人情報保護やセキュリティ、著作権等に十分に留意しつつ、パイロット的な取り組みを進め、成果・課題を十分に検証し、今後の更なる議論に資することが必要と言われているが、本市においてどのように考えているのか伺う。

イ 学校外で使われる可能性も踏まえ、全ての学校で、情報の真偽を確かめることの習慣付けも含め、情報活用能力を育む教育活動を一層充実させ、A I 時代に必要な資質・能力の向上を図るとともに、教員研修や校務での適切な活用に向けた取り組みを推進し、教師のA I リテラシー向上や働き方改革に繋げる必要があると言われているが、本市ではどのようにされているのか伺う。

■答弁

近年、子供たちが生成A I の仕組みを理解し、活用する力を育成すること、また、働き方改革に資する校務での活用の推進が重要となっております。

こうした中、令和5年7月に国において、生成A I の教育利用に関する考え方や留意点を定めた暫定的なガイドラインが作成されました。

答弁内容（令和6年第2回定例会）

その中で、生成A Iは発展途上にあり、利便性が高い一方で学力や学習意欲の低下、個人情報の流出など様々な懸念も指摘されていることから、国がパイロット校を指定し、十分な対策を講じながら取り組むことが適当として、現在、その知見の収集を行っているところでございます。

このため、本市としましては、国のガイドラインを踏まえ、生成A Iの活用に関する考え方や留意点について昨年度、学校や保護者に周知したところでございます。引き続き、国の動向を注視しながら、学校における生成A Iの活用方法について研究してまいります。

次に、A I時代に必要な資質・能力の向上と教員による研修や校務での適切な活用についてでございます。

まず、児童生徒の資質・能力の向上についてですが、生成A Iの活用に向けては、その基盤となる情報モラルに関する教育が、これまで以上に重要になってきております。現在、本市では道徳の授業を中心に情報モラルの醸成に取り組んでおりますが、今後は、学校だけでなく家庭や地域がそれぞれ情報共有しながら相互に連携し、情報技術やサービスが日々進展する情報化社会において、適切に対応できる児童生徒の育成に努めてまいります。

また、教員による研修や校務での活用については、現在、本市教育委員会において明確に方針などを定めているものはございませんが、教師用ポータルサイトに生成A Iに関する関連資料や動画等を随時追加し、教員のA Iリテラシーの向上に取り組んでいるところです。今後は、国や県が示す指針等を注視しながら、教育活動における適切な活用の基盤を構築していきたいと考えております。

答弁内容（令和6年第2回定例会）

質問者	玉川議員	担当	学校教育部
-----	------	----	-------

■質問事項	2 小中学校におけるA I教育について (2) 学校におけるインターネット通信速度不足について ア 本市の小中学校におけるネットワーク環境の現状について伺う。
-------	--

■質問要旨

文部科学省が公表した学校のネットワーク環境に関する調査結果で、全国の公立小中学校・高校のうち、約8割は十分なインターネット通信速度が確保されていないというデータが明らかになった。国は「G I G Aスクール構想」で児童・生徒が1人1台の端末を使えるよう整備を進めてきたが、学校の通信速度によって授業のスムーズな進行に支障が出る可能性もあり、文科省は自治体に十分な通信速度の確保を促している。

ア 昨年11月～12月に実施された文部科学省の調査では、有効回答を得られた3万89校のうち、推奨速度に達している学校は6,503校にとどまっている。推奨速度に届かない学校は大規模な学校で多い傾向にあり、児童・生徒数841人以上の学校で推奨速度に達したのは、1,382校のうち29校だったとのことである。以上のことから本市の小中学校におけるネットワーク環境の現状について伺う。

■答弁

本市においては、令和2年度に全小中学校で一人一台端末の整備を完了しております。

また、学校におけるインターネット通信速度につきましては、国の求める水準を満たしていると言える学校の割合が、全国では2割程度とされていますが、これに対して、本市が独自に実施した調査によりますと、市内の小中学校のうち6割から7割程度がこの水準を満たしているという結果が出ております。

本市でも、タブレット端末を導入した当初は、一斉に操作を行うと通信が滞るといった問題が発生しましたが、市役所を経由していたインターネット接続を、学校から直接接続するように変更し、さらには無線アクセスポイントを増設するなどの対策を講じることによって、改善を図ってきたところでございます。

しかしながら、昨年度に各学校に対して実施したアンケートでは、依然として約2割の教員が、タブレット活用が進まない要因の一つとして、通信の不安定さを挙げており、特に児童生徒の多い学校では、全国的な傾向と同様に、十分な状態にあるとは言い難いと考えております。

通信状況につきましては、国がデジタル田園都市国家構想の一環として光ファイバや5Gなどのデジタルインフラの整備に取り組んでおりますが、地域格差等の解消には時間を要すると考えております。また、学校で使用するデジタル教材やその使用時間帯によっても状況は異なるため、本市としては現在、専門家と連携しながら今後の対応を検討しているところでございます。

答弁内容（令和6年第2回定例会）

質問者	北林議員	担当	地域振興部、生涯学習部
-----	------	----	-------------

■質問事項	2 市民協働のまちづくりにおける地域活動拠点について （2）自治協拠点施設の整備について ア 中央生涯学習センター跡地等活用基本計画においての自治協拠点施設の整備については、市民協働のまちづくり行動計画や公共施設の適正配置に係る基本方針等とどのような関係にあるのか問う。 イ <u>新たに整備を計画している自治協拠点施設に、地域づくりの核となる生涯学習機能を持たせることの有無について問う。</u>
-------	---

■質問要旨

（2）自治協拠点施設の整備について

中央生涯学習センター跡地等活用基本計画で示された自治協活動拠点の整備については、狭隘な市役所の敷地内に設けるとのことで、必要度が高い事業との認識の表れであると考えられる。

ア 自治協拠点施設の整備については、市民協働のまちづくり行動計画や公共施設の適正配置に係る基本方針等において、既存の公共施設を活用していくとされており、これを根拠として、地域センターや地域拠点施設の建設は行わないという方針を堅持されてきた。しかし、今回の活動拠点の整備については、原則論の流れからは、より踏み込んだ決断をされたと考えられる。そこで、中央生涯学習センター跡地等活用基本計画と市民協働のまちづくり行動計画や公共施設の適正配置に係る基本方針等とはどのような関係にあるのか問う。

イ 中央生涯学習センター跡地等活用基本計画における自治協拠点施設の規模は、50㎡であり、執務スペース、簡単な協議スペースとのことである。そうした中、新たに整備を計画している自治協拠点施設に、地元西条小学校区としての地域センター機能はどこに求め、また、地域づくりの核となる生涯学習機能はどこが受け持つのか問う。

■答弁

中央生涯学習センター跡地等活用基本計画に位置づけた新施設の機能のうち、市民協働のまちづくりに必要な機能といたしましては、市民協働センター及び西条住民自治協議会の事務所でございます。

いずれも「市民協働のまちづくり指針」及び「同行動計画」の位置づけに基づき、これらのスペースを現在の北館に確保したものであり、建替えの際には、他の公共施設に同等の機能を確保する見通しが立たないことから、新たな施設内にこれらを求めるものでございます。

このうち、市民協働センターにつきましては、全市的な「拠点型まちづくりセンター」の位置づけであり、市民協働のまちづくりが開始から14年が経過し、住民自治協議会のみならず、テーマ

答弁内容（令和6年第2回定例会）

別コミュニティなど多様な主体の利用が増加していることから、市民協働のまちづくりの更なる進展を図るための整備を進めるものでございます。

また、西条住民自治協議会の事務室につきましては、概ね現行規模での整備を想定しており、これまでご答弁申し上げております「地域センターのない地域における活動拠点確保に関する考え方」に沿ったものでございます。

また、第2次東広島市公共施設等総合管理計画においては、公共施設の整備にあたって、複合化を推進することとしており、地域共生や子育て支援、市民協働、庁舎等の複合機能を導入することとしている新施設は、この考え方に沿ったものと考えております。

次に「新施設における生涯学習機能」についてでございます。

新施設には、先ほども申し上げましたとおり市民協働のまちづくりに必要な機能として、現在、北館にある市民協働センター及び西条住民自治協議会の事務室等の会議室を整備する計画であって、いわゆる旧公民館に備わる調理室や和室など生涯学習に特化した機能の整備を予定するものではありません。

生涯学習機能につきましては、令和5年3月に策定した「学びのキャンパス推進事業における行動計画」に基づき、既存の施設を有効活用することを原則としており、市内中部の学びの拠点である「東広島市市民文化センター」を中心として、既存の公共施設や民間施設を効率的・効果的に活用することで、学びを推進してまいります。

答弁内容（令和6年第2回定例会）

質問者	鍋島議員	担当	健康福祉部、財務部、生涯学習部
-----	------	----	-----------------

■質問事項	1 やさしい未来都市東広島の実現に向けた取り組みについて (1) <u>ユニバーサルデザインに配慮したトイレの整備について</u> ア 今後、東広島市が公共施設を新設する際、ユニバーサルデザインに配慮したトイレを整備することが大切であると考えてるが見解を伺う。 イ 現在の公共施設にあるトイレの改修が難しい場合、障がいのある方や在宅で医療的ケアなどを必要とする大人の方なども利用できるよう、<u>トイレの近くにおむつ替えや休憩などができる部屋を例えばくららや美術館に設けることについて</u>、見解を伺う。 ウ 公共施設だけでなく、生活圏内にある民間施設もトイレが配慮されていれば、すべての人にやさしい地域、そして誰一人取り残さない地域社会の実現に近づくことができると考える。個人や事業所等がユニバーサルデザインに配慮してトイレを新たに設置する場合や改修する場合、行政による支援があれば取り組むハードルが低くなると考えるが、見解を伺う。
-------	---

■質問要旨

(1) ユニバーサルデザインに配慮したトイレの整備について

ご高齢の方や障がいのある方、小さな子どもを連れた方などが安心して外出するためには安心して利用できるトイレは欠かすことができない。障がいのある方や医療的ケアが必要な方の中にはバギー型車椅子を利用されている方もおられ、一定の縦幅があるため広いスペースを要する。スペースが十分あり、かつ大人の方でも利用できるユニバーサルシートがあることでバギーを利用される方だけでなく、介護をされる方や子どものオムツを替える方にとっても使いやすいトイレとなる。誰もが安心して外出できる環境づくりを進めるためユニバーサルデザインに配慮したトイレの整備に取り組む必要があると考える。

ア 今後、東広島市が公共施設を新設する際、ユニバーサルデザインに配慮したトイレを整備することが大切であると考えてるが見解を伺う。

イ 現在の公共施設にあるトイレの改修が難しい場合、障がいのある方や在宅で医療的ケアなどを必要とする大人の方なども利用できるよう、トイレの近くにおむつ替えや休憩などができる部屋を例えばくららや美術館に設けることについて、見解を伺う。

ウ 公共施設だけでなく、生活圏内にある民間施設もトイレが配慮されていれば、すべての人にやさしい地域、そして誰一人取り残さない地域社会の実現に近づくことができると考える。個人や事業所等がユニバーサルデザインに配慮してトイレを新たに設置する場合や改修する場合、行政による支援があれば取り組むハードルが低くなると考えるが、見解を伺う。

答弁内容（令和6年第2回定例会）

■答弁

本市では、すべての市民が「Well-being」幸福感を実感できる「やさしい未来都市」を実現するため、誰もが生きがいをもって安心して暮らすことができる「地域共生社会」の構築を目指しております。

また、今年3月には第4次障がい者計画を策定し「地域共生のまちづくり～すべての人にとって暮らしやすい社会をめざして～」を基本理念に「障がいへの理解の促進」や「安全・安心な福祉のまちづくり」等に取り組むこととしております。

すべての人にとって暮らしやすい社会を実現するためには、障がいのある人の活動などを制限している社会的障壁を取り除く合理的な配慮が、地域で当たり前に受けられることが重要で、結果的に、全ての人にとってやさしい環境の整備に寄与するものと考えております。

ご指摘いただいたユニバーサルデザインに対応したトイレの整備は、障がい者や高齢者の他、子育て世帯が安心して外出することができるという観点からも、重要な取り組みであると認識しております。

はじめに、公共施設新設時のトイレ整備についてでございます。

本市では、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆる「バリアフリー法」及び広島県福祉のまちづくり条例を順守し、ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備に取り組んでおります。

そして、様々な方が利用する施設の「多目的トイレ」では、関係法令等に基づき、トイレ内に直径150cm以上の円が内接する空間を確保しております。

一方、近年、座位変換型車いす、いわゆるバギー型車いすなど、リクライニング機能を持つ大型の車いすで使用される事例があり、法令の基準を満たしていても、トイレ内での車いすの回転や介助者による介助の動作のためのスペースが十分とは言えない状況があると認識しております。

こうした状況から、今後、公共施設における多目的トイレの整備に当たりましては、大型化した車いすが回転できるスペースを確保すると共に、施設の用途、個別の状況や必要性などに応じて、ユニバーサルシート等を設置するなど、すべての利用者にとって使いやすい公共施設となるよう努めてまいります。

次に、トイレの近くにおむつ替えや休憩などができる部屋をくららや美術館に設けることについてでございます。

東広島芸術文化ホール「くらら」や市立美術館に設置しております多目的トイレは、「バリアフリー法」などの関係法令の基準を満たしているものの、近年、バギー型車いすは大型化しており、障がいや医療的ケアを必要とする大人の方にとって利用しやすい十分な広さや設備を確保できていない状況が生じております。

議員ご指摘のとおり、くららや美術館はスペース的、構造的に制約があるためトイレの改修は難しいことから、通常の事業活動と両立する形で、館内の空きスペース等を活用し、パーテーションで仕切った上で、大人の方向けのおむつ替えシートや休憩スペースを設置するなど、施設を利用される方の状況に応じた対応をしているところでございます。

今後は、ホームページ等において、バギー型車いすについてもこうした対応を行っていることを

答弁内容（令和6年第2回定例会）

周知し、トイレの利用等に配慮を必要とする方へ施設内においても直接情報が届くよう工夫してまいります。

引き続き、施設を利用される皆様のご意見を参考にしながら、障がいの有無等にかかわらず誰もが安心して文化芸術に触れていただけるような環境を整えてまいりたいと考えております。

最後に、民間施設におけるユニバーサルデザインに配慮したトイレの設置又は改修に対する行政支援についてでございます。

民間事業者はバリアフリー法に基づきトイレを設置しておられる中、行政がさらにユニバーサルデザインに配慮したトイレの設置又は改修を求めることには限界がございます。

こうしたことを踏まえ、すべての人にとって暮らしやすい社会を目指すという視点から、本市としては、自発的な取組みを民間事業者に促してまいりたいと考えております。

今後、民間事業者を対象に、国土交通省が公表している「建築の設計に関するガイドライン」等を活用した研修会を開催し、ユニバーサルデザインを広く周知してまいります。

これらの取組みにより、障がい者や高齢者の他、子育て世帯がトイレの不安なく外出できるよう努めてまいります。

答弁内容（令和6年第2回定例会）

質問者	中川議員	担当	生涯学習部
-----	------	----	-------

■質問事項	1 学びのキャンパス推進事業について (1) <u>スポーツ施設の特徴化・聖地化について</u> ア 特徴化しようとしている各施設について、現状満足のいく状態になっているのかを問う。 イ 聖地化の“聖地”とは、「神聖視されている土地」や「特定の分野において重要な場所、あこがれの場所」とあるが、本市の聖地化についての考えを問う。 (2) <u>新たな競技場の整備について</u> ア 日本の文化には茶道や華道、剣道や弓道、合気道など「道」と名の付くものが多くあり、伝統的な技の上達のために修行を積むというプロセスがあることから、聖地化を進める上で、新たに「道」の聖地を整備してはどうか考えるが、所感を問う。
-------	---

■質問要旨

(1) スポーツ施設の特徴化・聖地化について

学びのキャンパス推進事業における行動計画でスポーツ施設については、既存施設を特定の競技に特徴化・聖地化するとある。特徴化・聖地化する施設については、そのスポーツに必要な専用器具や備品を配備することや方向性を示されているが、実態としてまだ不十分であると感じている。

ア 特徴化しようとしている各施設について、現状満足のいく状態になっているのかを問う。

イ 聖地化の“聖地”とは、「神聖視されている土地」や「特定の分野において重要な場所、あこがれの場所」とあるが、本市の聖地化についての考えを問う。

(2) 新たな競技場の整備について

スポーツ施設の特徴化・聖地化は既存の施設を対象としたものであり、新たな施設の整備も必要と考える。

ア 日本の文化には茶道や華道、剣道や弓道、合気道など「道」と名の付くものが多くあり、伝統的な技の上達のために修行を積むというプロセスがあることから、聖地化を進める上で、新たに「道」の聖地を整備してはどうか考えるが、所感を問う。

■答弁

まず、「本市の聖地化の考え方について」でございます。

一般的に聖地とは、憧れの大会が開催されるなど、そのスポーツに取り組む人にとって目標となる施設と言われており、そのほとんどが大規模な施設を指します。

答弁内容（令和6年第2回定例会）

一方、本市の聖地化とは、市民の誰もが身近な場所でスポーツに親しめる環境づくりの一つとして、既存のスポーツ施設や廃校体育館を有効活用し、特定のスポーツの拠点として、必要な設備や専用器具や備品を整備するとともに、大会開催時の優先予約を可能とするなど、全市民が利用できる活動拠点と位置付けております。

次に、「特徴化しようとしている各施設において、現状満足いく状態になっているか」についてでございます。

廃校体育館につきましては、本市独自の聖地化の考え方に基づき、東志和と西志和の体育館をペタンクとラージボール卓球の聖地として整備を進めているところでございます。

既存のスポーツ施設については、黒瀬・福富の多目的グラウンドや志和市民グラウンドなど合計4か所あり、これまで、福富多目的グラウンドには、放送設備の改修、内外野フェンスやトイレの新設等の整備を、黒瀬多目的グラウンドには、手洗い・水飲み場の設置や、簡易テントの配備を、志和市民グラウンドには、フェンスの改修を、黒瀬屋内プールには、筋肉量や体脂肪率等が測定できる専用機器を設置し、施設特性に応じた利便性の向上などに努めてまいりました。

これらの整備によりまして、市民にとってスポーツに取り組みやすい環境が整いつつあり、一定の成果があったものと考えております。

一方で、特定のスポーツの拠点として施設の特徴化をさらに進めるには、設備を充実させる必要があると考えており、例えば、福富多目的グラウンドには防球ネット等を整備することにより、大規模な大会を誘致することが可能となり、スポーツを通して交流人口が生まれ、地域経済への波及効果も期待できますことから、今後、設備の一層の充実に向け、検討してまいります。

次に、「聖地化を進める上で、新たに「道」の聖地を整備することについて」、でございます。

日本の伝統文化である「道」は、日本に古くから伝わる和の心を受け継いでいるもので、とりわけ、剣道や弓道などの武道は、武技、武術などから発生した我が国固有の文化であり、武道に積極的に取り組むことを通して、武道の伝統的な考え方を理解し、相手を尊重することを重視するものでございます。

例えば、武道場の整備につきましては、これまでも団体関係者からご要望をいただいております、必要となる施設の規模や設置場所の条件などのご意見を伺っておりますが、条件を満たす既存の公共施設が現時点では見当たらない状況にございます。

議員ご指摘の「道」には、武道のみならず様々な「スポーツ道」があることから、関係部局と協議を行い、既存施設の活用を含め、引き続き検討してまいります。

答弁内容（令和6年第2回定例会）

質問者	木村議員	担当	総務部（経営戦略担当）、 こども未来部、生涯学習部
-----	------	----	------------------------------

■質問事項	<u>1 こどものあそび場、居場所について</u> （１）こどものあそび場、居場所について ア こどもの居場所や遊び場が十分に確保されていないことへの課題について取り組みを伺う。 イ 包括的な支援につながることを期待できる子育て機能の集積について、見解を問う。 ウ 新施設の整備について問う。
-------	---

■質問要旨

1 屋内のこどもの遊び場、居場所について

（１）屋内のこどもの遊び場、居場所について

子育て支援センターをはじめとした乳幼児やその保護者が気軽に集え遊べる場は充実している一方で、主に学齢期のこどもが過ごせる場は少ない。こどもの健やかな成長のための環境づくりとして、こどもの遊び場や居場所が必要ではないか。

ア 令和5年第2回定例会にて、市は、屋内広場である交流施設ブランコの閉鎖により、幼稚園を降園した後の子どもや、いきいき子どもクラブを利用していない小学校低学年のこどもの居場所が十分に確保されていないことが課題であると認識していた。この課題についてどのように取り組むのか、伺う。

~~イ 中央生涯学習センター跡地の整備にあたり、市役所敷地内に整備を計画していた新施設には、子育て機能が集積される予定であった。新施設に子どもの専門家が複数いるのであれば、同フロアに室内の遊び場を整備することで、ヤングケアラー等の問題を抱えた子どもを必要な支援につなげられる可能性が出てくる。包括的な支援につながることを期待できる子育て機能の集積について、子どもの居場所の整備を含めてはどうか、市の考えを伺う。~~

~~ウ 新施設は、地域活動が円滑になることや、市民共同センターの拡張が図れる等、様々なニーズに応えられるものであるが、整備には巨額の事業費が必要となるため、整備計画は慎重に進めるとのことである。物価上昇や賃金上昇の折ではあるが、国も様々な交付金や補助金を提示しており、それぞれの施設機能に合った有利な交付金や補助金等を使える可能性がある。今だから使える有利な財源を確保することも計画を進めていく上で必要と考えるが、市の考えを伺う。~~

■答弁

「屋内のこどもの遊び場、居場所」についてでございます。

まず、こどもの居場所とは、すべてのこどもが、安全で安心して過ごせる場所で様々な学びや、

答弁内容（令和6年第2回定例会）

多様な体験活動や外遊びの機会に接することができる場所をいい、遊び場も含まれているものと認識しております。

こうした中、昨年11月に子ども・子育て支援に関するニーズ調査を実施したところ、「休日も利用できる室内外の遊び場、公園等の充実」などについて一定数の希望があるとの調査結果を得ており、こどもの遊び場や居場所の確保が十分とは言えないものと考えております。

こどもの居場所は本来、こども自身が居場所と覚えることが大切であり、身近な地域に、こどものニーズを踏まえた多様な居場所を確保していくことが必要でございます。

多様なこどもの居場所づくりを進めるにあたっては、既存の地域資源を活用することも有効であると考えており、本市が設置しております児童館や児童青少年センターをはじめ、図書館、地域センター、学校、公園などの施設や、いきいき子どもクラブ、放課後子供教室などの事業のほか、民間で行われている体験教室やスポーツ少年団など様々な活動もこどもの居場所となっております。

こどもが居場所を見つけ、居場所につながるためには、保護者や教職員、地域住民等の支援が必要であり、現在行っておりますコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進により、地域全体でこどもの成長を支えていく活動の中で、こどもの居場所づくりの充実に取り組んでまいります。

~~次に、「子育て機能の集積」につきましてご答弁申し上げます。~~

~~新施設に導入することとしている子育て支援機能としては、子育て支援センターや乳幼児健診等を想定しておりますが、併せて導入することとしている地域共生の機能において、様々な課題を抱える当事者が集いやすい交流ラウンジや、気軽な声掛けから相談につながりやすい相談窓口の整備を検討しており、これらを活用して包括的な子育て支援サービスを提供していきたいと考えております。~~

~~なお、整備に着手する際には、新施設に関する基本計画を改めて検討することとしており、その中で、こどもの遊び場の機能につきましても、優先度や周辺施設への影響等を考慮し、総合的な視点で検討したいと考えております。~~

~~次に、「新施設の整備」につきましてご答弁申し上げます。~~

~~ご指摘のような市民の抱える様々な課題の解決を図るため、新施設の必要性は高いと認識しており、中央生涯学習センター跡地等活用基本計画の中でも、大屋根広場と合わせて導入機能や規模についてもお示したところです。~~

~~一方で、新施設の整備は、大規模なプロジェクトとなることから、国庫補助や地方債など有利な財源を活用することを前提として、本市の中長期的な行財政運営の見通しを立て判断する必要があると考えております。~~

答弁内容（令和6年第2回定例会）

質問者	木村議員	担当	生涯学習部
-----	------	----	-------

■質問事項	3 学童保育の長期休暇の食事提供について (1) <u>学童保育の長期休暇の食事提供について</u> 以前から放課後児童クラブを利用している児童の保護者より、長期休暇中の昼食提供の要望があがっている。<u>現在の取り組み状況を問う。</u> ア 放課後児童クラブを利用している保護者向けに、弁当注文に関する調査はされたのか。 イ 長期休暇中だけ弁当を作り、配布していただける業者の有無は確認はされたのか。 ウ 市内全域での配布が難しいということだったが、地域を限定して取り組むことへの見解を問う。
-------	--

■質問要旨

以前から放課後児童クラブを利用している児童の保護者より、長期休暇中の昼食提供の要望があがっている。現在の取り組み状況を問う。

■答弁

まず、放課後児童クラブを利用している保護者向けに行いました、昼食提供に関する調査でありますが、昨年9月に市民ポータルにより実施したところ、対象者2,271人のうち、1,258人から回答をいただきました。

回答者の約8割の方が昼食提供の利用の意向を示され、また、価格につきましては、9割弱の方が1食500円未満を希望されています。

利用したい理由でございますが、「弁当作りが負担だから」「忙しくて弁当を準備する時間がないから」が半数を占めておりました。

その一方で、利用しない方は、「子どもが家の弁当を楽しみにしているから」「弁当で子どもとコミュニケーションが取れるから」といった親子の関わりの一つとして理由を挙げられております。

昼食提供の要望の背景には、現代の共働き世帯の多忙さがあり、本来であれば、働き方改革等によってその状況が緩和されることが望ましいと考えますが、現在の保護者のニーズに添えていくことも求められていると考えております。

次に、長期休暇中の昼食提供が対応可能である業者の確認についてでございますが、本年5月に、現在、配食サービスを実施している5事業者に対し、本市放課後児童クラブにおける昼食提供事業の概要を示した上で、アンケートを実施いたしました。

本市が示した条件は、弁当の注文や代金の支払方法については、支援員を介さず、保護者と業者が直接やり取りを行い、各クラブに配達することとしており、5事業者のうち、2事業者からは条

答弁内容（令和6年第2回定例会）

件付きで実施可能と回答がございました。事業者が希望する条件といたしましては、実施区域を市内一部とすること、価格は1食550円から690円の間で設定すること、注文期限を1週間以上前とすること等、保護者が求めているニーズとの乖離がございました。

この結果を踏まえますと、市内全域での一斉実施は、現段階では難しいものと考えております。

次に、地域を限定して昼食提供を実施することについてでございます。

提供可能な地域において、各事業者の情報をチラシ等で提供する手法により、今期夏季休業日から試験的に実施したのち、利用状況や事業者、保護者等の意見を踏まえ、また支援員の業務への影響なども調査を行い、今後の提供の可能性について引き続き検討してまいります。